

平成23年8月1日

お客さま各位

大東京信用組合

## 暴力団排除条項の一部改正のお知らせ

当組合では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成22年6月より普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定に「暴力団排除条項」を導入し、平成23年3月より他の預金規定にも「暴力団排除条項」を導入いたしました。「暴力団排除条項」とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、当組合の判断により当組合との取引の停止・解約または契約の解除をさせていただくことを定めた条項です。

今般、警視庁および金融庁からの要請にもとづき、当座勘定規定の「暴力団排除条項」の一部改正を行いました。これは、暴力団を中核とする反社会的勢力が、暴力団の共生者等を利用しつつ不正に融資等を受けることにより資金獲得活動を行っていることに対して、より適切かつ有効に対処するための一部改正です。

今後、東日本大震災からの復興事業が本格化することが見込まれ、これに暴力団が参入を図り、多額の資金を狙った資金獲得活動が活発化する懸念があります。

改正後の新当座勘定規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

なお、当組合に口座開設等のお申し込みをされた時に、お客さまが反社会的勢力ではないことの表明・確約をお願いいたしております。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断につとめてまいりますので、お客さまにはこの取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 暴力団排除条項が盛り込まれている各種預金規定、取引規定

普通預金規定、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、各種定期預金規定、財産形成定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、貸金庫規定、譲渡性預金規定

#### 2. 暴力団排除条項について（要旨）

次の各項の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの取引を解約することができるものとします。

(1) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当した場合

(3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他これらに準ずる行為

(4) 当座勘定規定における暴力団排除条項

上記(1)から(3)の他に、お客さまの属性要件に、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」が追加されました。

また、反社会的勢力の属性の一層の明確化を図るため、下記の属性要件が追加されました。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

その他、免責・損害賠償規定も追加いたしました。

以上